

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和8年9月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	R7.4.1～R8.3.31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	268	144	7	128	540
教育職員	0	1,065	0	457	1,522
警察職員	111	0	0	15	126
合 計	379	1,209	7	600	2,188

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 国・市町村からの割愛による者は除きます。

※5 大学教員、ローテーション医師、任期付職員は除きます。

※6 再任用は、任期の更新を含みません。

イ 退職者数の状況

区 分	R7.4.1～R8.3.31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	0	50	164	248	462
教育職員	0	85	355	345	785
警察職員	0	9	15	78	102
合 計	0	144	534	671	1,349

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 国・市町村への割愛による者は除きます。

※5 大学教員、ローテーション医師、任期付職員は除きます。

※6 「その他」の欄の数、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

区 分	職員数（人）			会計年度任用職員（フルタイム）数（人）		
	R7. 4. 1	R8. 4. 1	対前年増減数	R7. 4. 1	R8. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,692	6,724	32	23	25	2
教育部門	21,954	22,377	423	0	0	0
警察部門	5,434	5,455	21	0	0	0
合 計	34,080	34,556	476	23	25	2

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、病院局、企業局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

2 人事評価の状況

区 分	概 要
一般部門	地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。 1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 9月30日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで 2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [技能労務職員等以外] (1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [技能労務職員等] (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで
教育部門	[一般職員] 一般部門に同じ。 [教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。 1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで 2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで
警察部門	地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。 1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで 2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 (1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	339,918 円	429,191 円	41.3 歳 月
技 能 労 務 職	313,217	355,975	59.0
小・中学校教育職	374,247	425,612	41.3
高等学校教育職	392,277	450,970	44.5
警 察 職	360,906	452,962	38.8

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職など以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

(2) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額（円）
一 般 行 政 職	大学卒	237,600
	高校卒	206,700
技 能 労 務 職	高校卒	205,000
小・中学校教育職	大学卒	265,400
	短大卒	248,500
高等学校教育職	大学卒	265,400
	短大卒	244,000
警 察 職	大学卒	271,600
	高校卒	244,300

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	全学歴	285,563 円	318,393 円	366,705 円
技 能 労 務 職	全学歴	-	-	-
小・中学校教育職	全学歴	350,673	381,695	405,013
高等学校教育職	全学歴	356,220	387,371	415,385
警 察 職	全学歴	314,165	354,150	392,385

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況（主なもの）（令和8年4月1日現在）

区 分		概 要								
期末手当 勤勉手当 (R8年度)	期末手当				勤勉手当					
	6月期 1. 2625月分 (0. 7125月分)				1. 0625月分 (0. 5125月分)					
	12月期 1. 2625月分 (0. 7125月分)				1. 0625月分 (0. 5125月分)					
	計 2. 525月分 (1. 425月分)				2. 125月分 (1. 025月分)					
() 内は再任用職員に係る支給割合										
退職手当 (R8年度)	(支給率)	自己都合			勸奨・定年					
	勤続20年	19. 6695月分			24. 586875月分					
	勤続25年	28. 0395月分			33. 27075月分					
	勤続35年	39. 7575月分			47. 709月分					
	最高限度額	47. 709月分			47. 709月分					
(調整額)										
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から 5 年分 (60月分) の調整月額 (21,700円～78,750円) を合計した額により算出する。										
【その他経過措置】										
定年前早期退職特例措置 (45～59歳対象 3%～45%加算)										
地域手当 (R8年4月 1日現在)	支給対象地域	東京都 特別区	小平市 府中市 立川市	さいたま市 千葉市	下野市 金沢市	福井市	県内地域 (水戸市・つくば市)	県内地域 (水戸市・つくば市以外)	医師、歯科医師 (全域)	
	支給率	% 20	% 16	% 13	% 4	% 1	% 8	% 6	% 16	
特殊勤務手当 (R7年度)			手当の名称		支給対象職員		主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価	
	代表的な 手当の 名称	支給 額の 多い 手当	1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		日額2,250円～8,000円		
			2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		日額250円～5,500円		
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		日額200円		
			4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円～1,100円		
			5 実習指導手当	産業技術専門学院、消防学校等に勤務する職員		職業訓練指導員、農業教育実習、助産師又は看護師の養成のための業務、救助訓練の指導業務等		日額530円～1950円		
	多くの 職員に 支給 されて い る 手 当		1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		日額2,250円～8,000円		
			2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		日額250円～5,500円		
			3 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円～1,100円		
			4 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		日額200円		
			5 家畜等取締手当	畜産センター等に勤務する職員、鳥インフルエンザ等蔓延防止に係る防疫作業に従事した職員		種雄牛又は種雄豚の自然交配の準備作業、鳥インフルエンザ等蔓延防止のため防疫作業等		日額230円～4000円		
	扶養手当 (R8年4月 1日現在)	・ 子		1人につき		13,000円				
		・ 配偶者・子以外の扶養親族		1人につき		6,500円 (行政職8級相当は3,500円、行政職9級相当は非支給)				
※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子		1人につき		5,000円加算						

住居手当 (R8年4月 1日現在)	・借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る。） 家賃の額に応じて28,000円限度に支給
通勤手当 (R8年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり150,000円まで支給 ・自動車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,400円～58,300円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、上限（15万円）の範囲内で、その利用に係る料金等の実費額又は2分の1の額を支給
時間外勤務手当 (R8年4月1日現在)	正規の勤務時間の外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の160の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員（フルタイム）は、扶養手当及び住居手当が支給されません。

（５） 特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

ア 給料・議員報酬等

区 分	給料・議員報酬の月額 (令和８年４月１日現在)		期末手当 (令和８年度支給割合)
知 事	給 料	円 1,380,000	6 月 期 1.75 月分 12 月 期 1.75 月分 計 3.50 月分
副 知 事		1,090,000	
議 長	議 員 報 酬	1,100,000	
副 議 長		980,000	
議 員		900,000	

イ 退職手当

退職手当		(算定方式)	(１期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数× 0.56	37,094,400 円	原則、退職時
	副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,974,400 円	原則、退職時

※ 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間（令和8年4月1日現在）

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後0時から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（令和8年4月1日現在）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間 (上限90日(悪性新生物の場合にあつては180日))
特別休暇	職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 子、父母及び配偶者等を看護等する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 成分献血を行う場合 ス 永年にわたって勤続した場合 セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 タ 親族を介護する場合

(会計年度任用職員（フルタイム）の場合)

年次休暇	6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）※初めて採用された会計年度任用職員については採用日に5日を先に付与。
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間 (上限10日)
特別休暇 (一部)	職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 オ 生理のため勤務することが困難な場合 カ 親族が死亡した場合 キ 結婚する場合 ク 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合

4 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和7年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	221	118	54	23	12	2	12
教育部門	579	82	127	101	95	73	101
警察部門	105	44	9	6	6	3	37
合 計	905	244 (27%)	190 (21%)	130 (14.4%)	113 (12.5%)	78 (8.6%)	150 (16.6%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数字は、育児休業取得者数に占める割合です。

(2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和7年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	3	2	1	0
教育部門	1	0	1	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	4	2 (50%)	2 (50%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和7年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	3	1	2	0
教育部門	8	2	5	1
警察部門	0	0	0	0
合 計	11	3 (27.3%)	7 (63.6%)	1 (9.1%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和7年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小中学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 （ ）内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和7年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	1	1	0	0	0	0	0
教育部門	20	8	2	2	2	0	6
警察部門	2	2	0	0	0	0	0
合 計	23	11 (47.8%)	2 (8.7%)	2 (8.7%)	2 (8.7%)	0 (0%)	6 (26.1%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和7年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門		0		0	0
	教育部門		0		0	0
	警察部門		0		0	0
	小 計		0		0	0
②心身の故障の場合 （職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合）	一般部門		0	377	0	377
	教育部門		0	448	2	450
	警察部門		0	103	0	103
	小 計		0	928	2	930
③職に必要な適格性を欠く場合 （素質、能力、性格等に基づくその職務の円滑な遂行に支障がある場合）	一般部門		0		0	0
	教育部門		0		0	0
	警察部門		0		0	0
	小 計		0		0	0
④職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般部門		0		0	0
	教育部門		0		0	0
	警察部門		0		0	0
	小 計		0		0	0
⑤刑事事件に関し起訴された場合	一般部門			0		0
	教育部門			2		2
	警察部門			0		0
	小 計			2		2
⑥条例で定める事由による場合 （大学等において職務の遂行に関連がある上位の資格取得や調査、研究に従事する場合又は災害により生死不明又は所在不明となった場合）	一般部門			0		0
	教育部門			0		0
	警察部門			0		0
	小 計			0		0
合 計	一般部門	0	0	377	0	377
	教育部門	0	0	450	2	452
	警察部門	0	0	103	0	103
	小 計	0	0	930	2	932

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

(2) 懲戒処分者数（令和7年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	2	1	1	4
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	2	1	1	4
②一般服務違反関係 （職務命令違反、守秘義務違反の場合等）	一般部門	1	0	1	0	2
	教育部門	2	3	0	1	6
	警察部門	0	0	1	0	1
	小 計	3	3	2	1	9
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	1	2	1	4	8
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	1	2	1	4	8
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	1	1
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
⑤道路交通法違反	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	1	0	0	2	3
	警察部門	0	0	1	0	1
	小 計	1	0	1	2	4
⑥管理監督責任	一般部門	2	0	0	0	2
	教育部門	11	10	0	0	21
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	13	10	0	0	23
合 計	一般部門	3	0	1	0	4
	教育部門	15	17	2	9	43
	警察部門	0	0	2	0	2
	小 計	18	17	5	9	49

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

6 再就職状況

区 分	再就職者の氏名	離職時の職 (役職定年前)	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における 地位
一般部門	安達美和子	総務部理事兼総務事務支援監	R8. 3. 31	R8. 7. 7	茨城県農業信用基金協会	農業者等への融資貸付の債務保証	専務理事
	田中 康裕	県北県民センター長	R8. 3. 31	R8. 6. 29	(社福) 茨城県社会福祉協議会	地域の社会福祉活動の推進	常務理事兼事務局長
	駒田 達也	県北県民センター県民福祉課地域福祉室主査(室長)	R7. 6. 30	R7. 7. 1	(一社) 茨城県心身障害者福祉協会	心身障害児者に対する福祉サービスの向上及び支援の強化に関する事業	事務局長
	八重樫智之	鹿行県民センター環境・保安課主査(霞ヶ浦環境科学センター長)	R8. 3. 31	R8. 7. 1	(公社) 茨城県シルバー人材センター連合会	高齢者の就業機会の確保・提供	常務理事兼事務局長
	宮崎 隆	県西県民センター建築指導課副参事	R8. 3. 31	R8. 4. 1	日本赤十字社茨城県支部水戸赤十字病院	医療業	参事(災害対策監)
	間弓 弘幸	水戸県税事務所長	R8. 3. 31	R8. 7. 1	(一社) 茨城県医師会	県民の健康医療に関する業務、医師・医療機関への支援業務	事務局長
	舘 宏明	政策企画部DX推進監兼情報システム課長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(株) ひたちなかテクノロジーセンター	中小企業・ベンチャー企業の支援	常務理事
	菊池 正宏	地域振興課ひたちなか整備室長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	事務局次長
	緑川 仁	統計課長	R8.3.31	R8. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術公社	建設事業に関する技術・技能の研修等	総務部長
	入江ふじこ	保健医療部付	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一財) 全日本労働福祉協会茨城県支部茨城健診センター	職域健康診断、産業医業務	医師
	益子 徹	疾病対策課がん・循環器病対策推進室長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(株) 茨城興産	ビル管理(清掃、環境衛生管理、設備管理、警備等)	一般職員
	小沢 努	医療政策課副参事	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(社福) 恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院	医療業	事務次長兼総務課長
	市村 明夫	福祉相談センター長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	茨城県中小企業団体中央会	中小企業連携組織の支援	事務局長
	峯 英統	空港対策課長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	茨城女子短期大学	教育関係業務	入試広報室長
	加藤 卓志	立地推進部特定プロジェクト推進監	R8. 3. 31	R8. 4. 1	鹿島埠頭(株)	曳船業、通船業、倉庫業、船舶代理店事業等	代表取締役社長
	佐藤 拓児	技術革新課技佐	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一財) 茨城県環境保全事業団	廃棄物の適正処理の促進	技監兼施設課長
	渡辺 邦夫	農林水産部農地局長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	霞ヶ浦農業用水推進協議会	霞ヶ浦用水の農業利用推進	常務理事
	高信 昭	農林水産部次長兼林政課長	R7. 3. 31	R8. 6. 24	(公社) 茨城県森林・林業協会	林業振興と担い手の確保・育成、森林資源の循環利用、緑化活動及び森林土木事業の推進等	専務理事
	植田 朋弘	県北農林事務所長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術公社	建設事業に関する技術・技能の研修等	専務理事

飛田 聡志	県央農林事務所 長	R8. 3. 31	①R8. 4. 1 ②R8. 4. 1	①（公財）茨城県開発公 社 ②茨城県土地開発公社	①土地開発事業、宿泊施 設事業、水道事業等 ②公共用地の先行取得等	①常務理事兼事務局 長 ②常務理事兼事務局 長
川野辺 誠	農林水産部次長 兼漁政課長	R7. 3. 31	R8. 7. 1	全国漁業信用基金協会茨 城支所	中小漁業者等の債務保証	執行役員
服部 卓巳	水産振興課副参 事	R8. 3. 31	R8. 4. 1	鹿島都市開発（株）	上下水道の維持管理・設 計・営業	取締役
菊田 功	農業大学校長	R7. 3. 31	R8. 5. 29	（公社）茨城県農林振興 公社	農地中間管理事業、新規 就農支援等	専務理事
大森 満	土木部次長兼総 括技監	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（一財）茨城県建設技術 公社	建設事業に関する技術・ 技能の研修等	理事長
寺門 正裕	常陸大宮土木事 務所大子工務所 長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（株）L P	技術指導等	技術顧問
丹 正史	土浦土木事務所 長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	昱（株）	水利施設及び電気・管の 工事における設計、施工 及び保守、点検、修理	参与
藤原 輝夫	常総工事事務所 長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	東亜道路工業（株）	舗装・建設業	次長（理事）技術担 当
兼澤 公也	境工事事務所長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（株）福山コンサルタン ト	建設コンサルタント	技術顧問
佐藤 啓司	茨城港湾事務所 長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	中央開発（株）関東支店 茨城営業所	建設総合コンサルタント	技師長
長山 公信	土木部技術管理 統括監兼検査指 導課長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（一財）茨城県建設技術 公社	建設事業に関する技術・ 技能の研修等	常務理事
木村 祐保	下水道課主査 （ひたちなか保 健所副参事）	R7. 3. 31	R8. 4. 1	社会福祉法人恩賜財団済 生会支部茨城県済生会	事務業務並びにそれに付 帯する業務一般	参事
寺山 一成	鉾田工事事務所 主査（道路建設 課副参事）	R7. 3. 31	R8. 4. 1	（株）公共用地補償研究所	営業、指導	参与
海老根洋司	労働委員会事務 局次長兼総務調 整課長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（一財）茨城県環境保全 事業団	廃棄物処理業	業務課副参事
海老原 徹	企業局次長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（公財）茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設 事業、水道事業等	常務理事
柏崎 元治	県南水道事務所 長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	日本水工設計（株）東京 支社茨城事務所	建設コンサルタント業	参事
新井 順一	茨城県立こども 病院長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（社福）恩賜財団済生会支 部茨城県済生会茨城県立 こども病院	小児医療	病院長
小池 和俊	茨城県立こども 病院副院長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	茨城県赤十字血液セン ター	献血健診業務	健診医師
泉 維昌	茨城県立こども 病院第一医療局 長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（社福）恩賜財団済生会支 部茨城県済生会茨城県立 こども病院	小児医療	小児科顧問
矢内 俊裕	茨城県立こども 病院病院長補佐	R8. 3. 31	R8. 4. 1	（社福）恩賜財団済生会支 部茨城県済生会茨城県立 こども病院	外来診療	非常勤医師

	前川 吉秀	中央病院事務局長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一社) 茨城県身体障害者福祉団体連合会	県内の身体障害者の福祉の向上に関する事業	専務理事兼事務局長
	堀 孝文	こころの医療センター病院長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	医療法人南山会柵町診療所、酒門診療所	外来診療	医師
教育部門	飛田 和宏	付 ((公財) 茨城県スポーツ協会事務局長	R8. 3. 31	R8. 4. 3	学校法人タイケン学園 ウェルネス高等学校	事務統括	事務局長
	御厩 祐司	校長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	一般社団法人日本教育啓発研究所	教育・啓発に関する研究	代表理事・所長
	箕輪 文子	校長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	つくば白帆幼稚園	教育関係業務	園長
	清水 秀一	校長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	放送大学茨城学習センター	広報活動及び募集活動等	期間業務職員
	深谷 靖	校長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	学校法人常磐大学 常磐大学高等学校	教育関係業務	校長
警察部門	大久保 昌範	地域部参事官兼地域課長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(公財) 競馬保安協会	競馬の公正確保に必要な調査等	美浦保安調査分室長
	渡辺 恭秀	交通部参事官兼交通総務課長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一社) 茨城県警備業協会	警備業に関する指導・教育等	専務理事
	安野 雄美	笠間警察署副署長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(株) 茨城ポートオーソリティ	湾港管理運営及び振興等	顧問
	川野 実	大宮警察署副署長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一財) 茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	交通教育センター副所長兼更新時講習課長
	枝 一成	竜ヶ崎警察署副署長	R8. 3. 31	R8. 4. 1	筑波記念病院	医療事業	渉外課長
	石井 直美	運転免許センター管理官	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一社) 茨城県安全運転管理協会	交通安全事業	事務局長
	石川 朗	つくば警察署副参事	R8. 3. 31	R8. 4. 1	(一財) 茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	経理部副部長兼経理課長

※ 1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例（平成28年茨城県条例第6号）第3条に基づく届出をR7. 8. 1～R8. 7. 31に行った者をいいます。

※ 2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※ 3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※ 4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

7 職員の研修の状況（令和7年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区 分	概 要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、公務員のためのデザイン講座、はじめての生成AI講座等35課程を実施した。	2,080人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修38講座、専門研修73講座、特別研修として長期研修（内地留学）を実施した。	33,073名
警察職員	茨城県警察学校、警察大学校、関東管区警察学校等において、採用時教養、昇任時教養を実施。その他、実務能力向上を目的とした専門知識・技能修得に関する教養、長期末入校者を集めた教養を実施	1,346名

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和7年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は 受診者数	事業主体
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	135人	県
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	78人	県
		ライフプラン相談の実施	200人	県
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年2回開催)	54人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,485人	県
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	96人	県
		胸部精密検査	0人	県
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県
		特殊業務従事者健康診断	276人	県
		情報機器作業従事者健康診断	506人	県
		人間ドック検診	3,271人	県・共
		婦人科検診(乳がん)	157人	県
		婦人科検診(子宮がん)	162人	県
		胃部検診	216人	県
		大腸がん検診	314人	県
		腹部超音波検診	326人	県
		59歳健診	87人	県・共
		健康相談・指導	884人	県
		歯周病検診	77人	共
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	3,205人	県
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	182人	県
	元気回復事業の実施	スポーツレクリエーション大会	140人	県
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県
		職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県
		庁内保育所の管理・運営	—	共
教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	229人	県・共・互
	各種健康診断の実施	定期健康診断	231人	県
		特定年齢健康診断	170人	県
		情報機器作業従事者健康診断	415人	県
		B・C型肝炎検査	0人	県
		人間ドック健診	16,759人	県・共・互
		胃部検診	33人	県
		大腸がん検診	45人	県
		60歳総合検診	508人	県・共・互
	メンタルケアの実施	精神保健等相談	553人	県
		メンタルヘルス講演会の開催	14,195人	県・共
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,364人	県
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,686人	県

警察部門	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会（初任補修科、資産形成、55歳対象：2回）	225人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（新婚、35歳、45歳対象：3回）	451人	県・共・互
	健康保持・増進の支援	生活習慣改善等セミナー	639人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,057人	県・共
		人間ドック	2,198人	県・共・互
		脳ドック	108人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	2,858人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	319人	県
		胃がん検診	77人	県
		大腸がん検診	653人	県
	メンタルヘルスケアの実施	メンタルヘルス教養	537人	県・共
		部外カウンセリング	22人	県
	健康相談等	健康相談（健康管理医）	1,413人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,821人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

（注）県が実施主体となっている各種事業について報告願います。

（2）公務災害認定件数（令和7年度）

職種別認定件数及び災害発生率

区 分	認定件数	発生率（件／千人）
一般部門	58	8.67
教育部門	147	6.70
警察部門	87	16.01
合 計	292	8.57

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(イ) 大学卒業程度試験

a 期 日

(早期日程)

第1次試験 令和7年4月 2日～16日

第2次試験 令和7年5月11日～23日（事務（知事部局等B）、事務（警察本部B））

第2次試験 令和7年5月16日～6月15日（上記以外の職種）

(従来日程)

第1次試験 令和7年6月15日

第2次試験 令和7年7月 7日～7月31日

(秋冬期日程)

第1次試験 令和7年11月30日

第2次試験 令和8年 1月13日～21日

b 試験結果

職 種		採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
早期日程	事務（知事部局等B）	20	353	319	86	50	24	13.3
	事務（警察本部B）	5	65	54	18	13	9	6.0
	電気（知事部局等）	2	3	3	3	2	2	1.5
	電気（警察本部）	1	0	—	—	—	—	—
	機 械	2	5	4	3	3	2	2.0
	土 木 A	7	17	14	11	5	4	3.5
	建 築	1	7	6	6	5	2	3.0
	化 学	3	15	12	11	8	5	2.4
	薬 剤 師	2	15	10	8	7	3	3.3
	農 業	7	69	65	29	18	10	6.5
	農 業 土 木	5	9	9	8	7	6	1.5
	畜 産	2	10	8	7	5	3	2.7
	林 業	5	16	14	14	9	3	4.7
	水 産	1	17	14	7	6	2	7.0
従来日程	事務（知事部局等A）	91	381	276	216	197	122	2.3
	事務（警察本部A）	10	28	18	16	14	9	2.0
	電気（警察本部）	1	2	2	2	2	1	2.0
	管理栄養士	1	8	7	4	3	2	3.5
	福 祉	5	23	16	14	13	7	2.3
	心 理	5	14	11	8	8	6	1.8
秋冬期	土 木 B	7	55	46	23	19	9	5.1
計		183	1,112	908	494	394	231	3.9

(イ) 高校卒業程度試験

a 期 日

(事務)

第1次試験 令和7年9月28日

第2次試験 令和7年10月14日～30日

(その他の職種)

筆記試験 令和7年9月28日

適性検査及び個別面接 令和7年10月1日～2日

b 試験結果

職 種			採用予定 人 員 (人)	第 1 次試験			第 2 次試験		競争率 (A) / (B) (倍)
				応募人 員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
県 職 員	事務	知事部局等	38	135	116	107	97	55	2. 1
		警 察 本 部	10	37	32	29	28	17	1. 9
	電	気	1	1	1	-	-	1	1. 0
	機	械	1	3	1	-	-	1	1. 0
	土	木	7	11	11	-	-	7	1. 6
	農 業 土	木	2	5	4	-	-	2	2. 0
	林	業	2	0	-	-	-	-	-
	小	計	61	192	165	136	125	83	2. 0
小 中 学 校 員	事	務	22	67	63	60	55	33	1. 9
合 計			83	259	228	196	180	116	2. 0

(ウ) 特別試験（大学卒業程度試験）

a 期 日

第1次試験 令和7年11月30日

第2次試験 令和8年1月13日～21日

b 試験結果

試験区分	職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人 員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
大学卒業 程度	農業土木	1	1	0	-	-	-	-
	林 業	4	0	-	-	-	-	-
	福 祉	3	1	1	0	-	-	-
	心 理	1	1	0	-	-	-	-
合 計		9	3	1	0	-	-	-

(エ) 警察官採用試験（一般：警察官A、警察官B、職務経験者：警察官A、警察官B（第1回））

a 期 日

(一般)

第1次試験 令和7年5月11日

第2次試験 令和7年6月7日～8日、7月7日～11日

(職務経験)

第1次試験 令和7年4月26日

第2次試験 令和7年6月7日～8日、7月7日～11日

b 試験結果

試験区分		採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
一般	男性A	39	133	110	87	78	52	2.1
	女性A	13	46	39	36	34	23	1.7
	計	52	179	149	123	112	75	2.0
	男性B	6	65	50	33	29	15	3.3
	女性B	2	19	13	9	6	0	－
	計	8	84	63	42	35	15	4.2
職務経験	男性A	6	21	19	11	11	4	4.8
	女性A	2	2	2	1	0	－	－
	計	8	23	21	12	11	4	5.3
	男性B	5	28	18	4	4	2	9.0
	女性B	2	3	3	3	3	1	3.0
	計	7	31	21	7	7	3	7.0

(c) 警察官採用試験（一般：警察官A、警察官B、職務経験者：警察官A、警察官B（第2回））

a 期 日

（一般）

第1次試験 令和7年9月21日

第2次試験 令和7年10月11日～12日、11月10日～13日

（職務経験）

第1次試験 令和7年9月13日

第2次試験 令和7年10月11日～12日、11月10日～13日

b 試験結果

試験区分		採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
一般	男性A	6	56	38	27	22	7	5.4
	女性A	2	26	13	10	6	2	6.5
	計	8	82	51	37	28	9	5.7
	男性B	38	135	92	64	58	35	2.6
	女性B	13	60	50	46	42	25	2.0
	計	51	195	142	110	100	60	2.4
職務経験	男性A	5	14	10	4	4	1	10.0
	女性A	2	1	1	1	1	1	1.0
	計	7	15	11	5	5	2	5.5
	男性B	6	24	19	10	10	3	6.3
	女性B	2	3	2	2	2	1	2.0
	計	8	27	21	12	12	4	5.3

(d) 警察官採用試験（一般：警察官B（第3回））

a 期 日

（一般）

第1次試験 令和8年1月11日

第2次試験 令和8年2月1日、2月19日

b 試験結果

試験区分		採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
一般	男性B	10	30	18	16	16	5	3.6
	女性B	5	24	19	15	15	8	2.4
	計	15	54	37	31	31	13	2.8

(2) 選考

ア 社会人経験者採用選考

(7)期 日 第1次選考 令和7年9月7日(第1回)

令和7年11月30日(第2回)

第2次選考 令和7年10月18日～19日、11月8日～9日(第1回)

令和8年1月10日(第2回)

※ 獣医師採用選考は6月8日(1回目)、11月16日(2回目)

(イ)選考結果

職 種	採用予定 人員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
事務(知事部局等)	25	252	224	65	65	30	7.5
事務(警察本部)	2	21	19	7	7	3	6.3
電気(警察本部)	1	2	2	2	2	1	2.0
土木	3	12	12	10	10	4	3.0
農業	2	7	5	3	3	2	2.5
管理栄養士	1	8	8	5	5	2	4.0
福祉	2	22	21	9	9	3	7.0
心理	2	7	6	4	4	2	3.0
獣医師(1回目)	1	2	2	-	-	1	2.0
獣医師(2回目)	1	3	3	-	-	2	1.5
計	40	336	302	105	105	50	6.0

イ 障害者を対象とした採用選考

(7)期 日 第1次選考 令和7年11月2日

第2次選考 令和7年12月14日

(イ)選考結果

職 種	採用予定 人員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
事務(知事部局等)	2	59	43	15	15	1	43.0
事務(警察本部)	2	18	14	5	4	2	7.0
小中学校事務	1	22	13	5	5	1	13.0
計	5	99	70	25	24	4	17.5

ウ その他の選考

		人員（人）	内 容
知事部局	部 長 級	2	事務 1、土木 1
	課 長 級	3	事務 1、原子力工学 1、医師 1
	課 長 補 佐 級	7	事務 6、農業 1
	係 長 級	25	事務 12、土木 5、農業 1、管理栄養士 1、福祉 1、心理 1、医師 1、獣医師 1、職業訓練指導員（情報系）2
	主任・主事・技師級	20	事務 4、土木 3、獣医師 12、歯科衛生士 1
	小 計	57	
教育委員会	課 長 級	4	事務 4
	課 長 補 佐 級	14	事務 10、文化財主事 4
	係 長 級	6	事務 3、文化財主事 2、船舶職員 1
	主任・主事・技師級	1	司書 1
	小 計	25	
警察本部	警 視 部	5	
	警 部 補	13	
	警 部 補	6	
	巡 査 部 長	5	
	巡 査 部 長	－	
	巡 査 部 長	7	
	課 長 補 佐	1	電気 1
	課 長 補 佐	1	柔剣道等指導員 1
	係 長	2	事務 1、電気 1
	主任・主事・技師級	2	事務 1、犯罪鑑識員 1
	小 計	42	
病院局	部 長 級	2	医師 2
	課 長 級	－	
	課 長 補 佐 級	－	
	係 長 級	11	医師 11
	主任・主事・技師級	－	
	小 計	13	
	合 計	137	

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和 7 年 10 月 10 日、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

(1) 民間給与との比較

ア 月例給（令和 7 年 4 月の公民較差）

民 間（A）	職 員（B）	較 差（A－B）
400,160 円	388,351 円	11,809 円（3.04%）

注 1 職員は行政職、民間は公務の行政職に類似する職種の者について、令和 7 年 4 月分の給与を比較した。

注 2 公民較差の解消を図るため、給料表の改定を行った場合、職員の月例給の改定額は

11,707 円 (3.01%) となる。

イ ボーナス (支給月数)

民 間 (A)	職 員 (B)	差 (A－B)
4.66 月	4.60 月	0.06 月

注1 令和6年8月から令和7年7月までの1年間の民間の支給月数と、職員の支給月数を比較した。

注2 従来から、ボーナスの支給月数の改定は、0.05 月単位で行っており、支給月数の引上げは0.05 月となる。

(2) 給与等の報告・勧告の内容

ア 職員の給与

(ア) 公民較差等に基づく給与改定

a 給料表

- ・ 行政職給料表は、若年層に重点を置きつつ、全級全号給の給料月額を引上げ (引上げ額：15,100 円から 8,300 円)、大卒初任給を 12,000 円、高卒初任給を 12,200 円引上げ
- ・ その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に給料月額を引上げ

b 初任給調整手当

医師及び医師である大学教員の初任給調整手当の支給限度額を国に準じて引上げ

c ボーナス

ボーナスの支給月数の引上げ (4.60 月→4.65 月：0.05 月分)

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(イ) 給料表及び昇給制度の見直し

- ・ 行政職給料表 7 級については、6 級との給料月額の重なりを解消し、号給構成を簡素化
- ・ 課長相当級は、勤務成績が特に良好な場合に限り昇給するよう見直し
- ・ 行政職給料表 6 級を課長補佐級のみが使用する職務の級に見直し

(ウ) 通勤手当の見直し

- ・ これまでの改正経緯など本県特有の実情等を踏まえながら、見直しの検討を進める必要 (交通用具使用者に対する手当額の上限については、国における見直し後の上限額を目安)
- ・ 採用日等からの手当支給については、国及び他の都道府県の動向を踏まえて見直しの検討を進める必要

(エ) 特勤勤務手当等の見直し

- ・ 特勤勤務手当について、地域手当との減額調整を廃止
- ・ 特勤公署等※への採用に伴い転居した職員に対して、特勤勤務手当に準ずる手当を支給
- ・ 特勤勤務手当の額及び特勤勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎を国に準じて見直し

※ 特勤公署等：特勤公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署

(オ) 宿日直手当の見直し

- ・ 人事院勧告に準じて、勤務 1 回に係る支給額の限度を引上げ
(普通宿日直：4,700 円 (+300 円)、医師当直：22,500 円 (+1,500 円) 等)

(カ) 教員給与の見直し

- ・ 教職調整額を給料月額の 100 分の 4 に相当する額から 100 分の 10 に相当する額に段階的に引上げ
- ・ 管理職の本給加算額を段階的に引上げ
- ・ 義務教育等教員特別手当、給料の調整額及び特殊勤務手当等について見直しを検討

(キ) その他

a 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

国の動向を注視しながら手当の新設について検討を進める必要

b 期末手当及び勤勉手当の見直し

職員の分限に関する条例第2条第2号に基づく休職から復職した職員の在職期間等の取扱いについて、見直しの検討を進める必要

- c 在級期間に係る制度の廃止等
国及び他の都道府県の動向を注視していく必要
- d 60歳前後の給与水準（給与カーブ）
国の検討状況を注視していく必要
- e 職務・職責を重視した給与体系
国の見直しの状況を注視するとともに、本県独自の職務・職責を重視した給与体系について引き続き検討を進める必要

イ 公務の運営

(ア) 多様で有為な人材の確保

- a 採用試験制度の見直し等
人材確保を取り巻く環境や若い世代の意識の変化などを踏まえつつ、今後も受験しやすい試験制度への改革を行っていくことが必要
- b 公務の魅力発信
あらゆる機会を活用して公務の魅力を発信することに加え、公務員志望者以外にも情報提供を強化していくことが必要
- c 社会人経験者の採用
公務員経験者や民間企業経験者等、専門的な知識や多様な経験を持つ人材の確保を広く進めるとともに、それらの職員の円滑な職場適応等に向けたきめ細やかな支援策が重要
- d 障害者雇用の推進
法定雇用率の段階的引上げが進む中、引き続き、障害者とその能力を発揮できるよう働きやすい環境整備に取り組んでいくことが必要

(イ) 人材の育成・活用

- a 人材の育成
多様な研修や主体的な学びの機会の提供等を通じて、時代の要請に応えた人材育成を引き続き進めていくことが必要
- b 能力・実績に基づく人事管理の推進
優秀な人材を確保し、定着させていくためには、職員の能力・実績を適切に評価し、任用や給与に的確に反映させるとともに、評価結果のフィードバックを通じて職員の勤務意欲の向上や成長促進を図ることが重要
- c 女性の受験及び登用の促進
組織の能力を十分引き出すため、女性受験者の増加や、女性職員の積極的な登用に引き続き取り組んでいくことが必要

(ウ) 勤務環境の整備

- a 時代に即した働き方の推進等
 - (a) 柔軟な働き方への対応
既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図ることが必要
 - (b) 兼業制度の見直し
引き続き、国の状況を注視していくことが必要
- b 仕事と生活の両立支援
引き続き、育児休業及び育児に係る特別休暇について、利用促進を図ることが必要
- c 長時間労働の是正等
引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持しつつ、時間外勤務の縮減を推進していくことが必要
- d 健康管理の推進

- 引き続き、職員の健康づくりの推進が必要
- e ハラスメント防止対策
- 職員の勤労意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境の実現のため、引き続きハラスメントの防止等の取組を進めることが必要
- (エ) 公務員倫理等の徹底
- 県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、公務員倫理等の更なる徹底を図ることが必要
- 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- 令和7年度は、係属案件無し
- 4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況
- 令和7年度は、係属案件無し